置賜消費生活也ンターニュース 4月号

平成31年4月1日 置賜総合支庁総務課(置賜消費生活センター)発行

10連休中は「188」に相談してください

今月の末から来月の初めにかけて10連休となり、県内4つの消費生活センターも休日法に基づき閉庁となります。

この間に消費者トラブルでご相談の場合には、消費者ホットライン 「188」にダイヤルしていただきますと、国民生活センターでの 相談が可能となります。

相談時間は、午前10時から午後4時までとなります。





クーリング・オフを活用しましょう







いったん契約してしまっても、契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。どんな取引でも使えるのではなく、自分からお店に出向いたり、通信販売での買い物などはクーリング・オフの適用対象にはなりませんので注意してください。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
特定継続的役務提供	エステサロン、語学教室、学習塾等	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含むすべての物 品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

クーリング・オフの方法は、はがき(簡易書留)など証拠の残る書面で行います。 はがきの書き方は消費生活センター等で説明を受けることができます。

契約解除通知書
契約年月日 平成〇年〇月〇日商 品 名 〇〇〇〇門
契約金額 〇〇〇〇門
販売会社名 〇株式会社〇営業所
担当者名 〇〇〇氏
上記日付の契約を解除します。
尚、支払い済みの〇〇〇円をすみやかに
返金し、商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
契約者住所〇○市○区〇○町○番地
氏 名○○○



クーリング・オフ期間が過ぎてしまったとしても、契約を解除できる場合があります。困ったときは消費生活センター等にご相談ください。

生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

特殊詐欺被害者の多くが自宅固定電話に出たことで被害に遭っています。また、特殊詐欺の手口等を知っているにもかかわらず、電話に出ることにより被害に遭っています。そこで、「被害に遭わないためにプロの犯罪組織とは話さない」ように、自宅の電話に1. 留守番電話機能を設定する(内容を確認してから電話に出る)2. 自動通話録音機を設置する(犯人は録音されることを嫌がる)3. 番号通知サービスを利用する(非通知の電話には出ない)ことにより、詐欺の被害に遭わないようにしましょう。



消費生活のトラブルは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください

各市町の相談窓口

・米沢市消費生活センター 0238(40)0525 ・川西町住民生活課 0238(42)6616

・長井市消費生活センター 0238(87)0682 ・小国町町民税務課 0238(62)2260

·南陽市市民課 0238(40)8255 ·白鷹町町民課 0238(85)6131

·高畠町生活環境課 0238(52)1577 ·飯豊町住民税務課 0238(87)0514

県の相談窓口(置賜地域)

・置賜消費生活センター 0238(24)0999





4月・5月の消費生活法律相談

4月11日(木) 13:30~15:30

5月16日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話:0238(24)0999

FAX: 0238(26)6072